

# 半島沿岸部の土地の利活用を検討されている方へ

半島沿岸部移転元地等の未利用地の利活用を促進するため、災害危険区域内の市有地等を以下の目的で借り受ける場合は補助制度を活用することができます。

## 地区共同利用の場合

※花畑等の景観向上、緑化推進を目的とする土地利用。



【土地の貸付料】 全額免除

【補助対象経費】

- ・ 重機借上料 ・ 燃料費
  - ・ 資材購入費（獣害対策棚、貯水タンク、種苗、肥料等）
  - ・ 備品購入費（草刈機、噴霧器、資材倉庫等）
- ※ 50万円未満のものに限る。車両購入費は対象外。

【補助金額】 補助対象経費の10/10

※ 土地の貸付面積1㎡あたり1,000円の額を補助上限とし、  
交付は1回限り。

【補助対象者】 自治会または市民公益活動団体

## 農業利用の場合



【土地の貸付料】 1㎡あたり年間10円

【補助対象経費】 上記、地区共同利用の場合と同じ

【補助金額】 補助対象経費の1/2

※ 土地の貸付面積1㎡あたり1,000円の額を補助上限とし、  
交付は1回限り。

【補助対象者】 市内に住所を有する農業者および農業を営むもの

詳細は下記にお問合せください。

【担当】 復興企画部復興推進課 TEL 0225-95-1111（代表）

※移転元地等利活用推進計画に認定された場合、以下の補助制度も活用できます。

## 農業利用の場合

(推進計画区域内の土地)



【土地の貸付料】 1㎡あたり年間10円

【補助対象経費】 上記、地区共同利用の場合と同じ

【補助金額】 補助対象経費の3/4

※ 土地の貸付面積1㎡あたり1,500円の額を補助上限とし、  
交付は1回限り。

【補助対象者】 市内に住所を有する農業者および農業を営むもの

## 官民連携活用地利用の場合

(推進計画区域内の土地)



【土地の貸付料】 全額免除

【補助対象経費】 上記、地区共同利用の場合と同じ

【補助金額】 補助対象経費の10/10

※ 推進計画区域内で得られた貸付料を上限とする。

【補助対象者】 自治会、市民公益活動団体、または市内に住所を有する農業者および農業を営むもの

詳細は下記にお問合せください。

【担当】 復興企画部復興推進課 TEL 0225-95-1111 (代表)